

後期高齢者医療制度に関する意見書

2006年6月の医療制度改革関連法案の成立により、本年4月より「後期高齢者医療制度」が実施されている。

この制度が導入された背景には、国民健康保険制度に喫緊の問題があることは論を待たない。つまり本制度は発足当初、官庁や企業に属しない自営業者等の医療保険制度として発足したが、高齢化の進展等により近年は退職者や高齢者等の比率が高くなっている。また、被用者健康保険とは異なり、給料からの天引きではなく直接徴収するため収納率の低下が深刻な問題となっている。このため市町村においては一般財源等により補填を行っているが、財政状況により多分な負担ができなくなってきた自治体が急増している。

財政力の弱い自治体が直面する国民健康保険の破綻を回避するためには各保険者の広域化や統合化が必要とされているが、とりわけ高齢者の方々の医療費を国民全体で分かち合っていく仕組みは必須かつ喫緊のものである。こうした観点から、後期高齢者医療制度は長年にわたり多くの関係者が議論を積み重ねて作り上げたものと認識している。

しかしながら制度施行後、国民からは従前の説明とは異なり保険料が上昇するケースが多いのではないかと、また年金からの天引きには納得できないなど、様々な意見が寄せられている。

よって、国においては、制度の趣旨・必要性を懇切丁寧に説明し国民の理解が得られるよう努力を重ねられるとともに、以下の重点項目につき必要な改善を取られるよう要望する。

記

- 一、低所得者の保険料軽減措置を拡大すること、また大幅に保険料が上昇する事例等について適切な軽減措置を講ずること
- 一、被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減措置を引き続き継続すること
- 一、保険料の年金からの天引きについて、高齢者の声を踏まえて適切な見直しを行うこと
- 一、高齢者の特性を踏まえた適切な健診のあり方について検討し、広域連合における実施を支援すること
- 一、後期高齢者医療の診療報酬体系について高齢者の声を踏まえて適切な見直しを行うこと
- 一、70～74歳の高齢者の窓口負担1割の軽減措置を引き続き継続すること
- 一、広域連合の運営について、都道府県知事の運営責任を明確にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。